

仙台市データ連携基盤活用モデル事例創出事業実施要綱

(令和5年5月25日まちづくり政策局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、データ利活用の基礎となるデータ連携基盤の役割の検証および有効活用の促進のため、データ連携基盤を活用し、データを掛け合わせて社会的課題の解決などに寄与する新しいサービスの創出を目指すプロジェクトについて、その実施主体となる事業者（以下「プロジェクト実施者」という。）から提案を募集する、仙台市データ連携基盤活用モデル事例創出事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(プロジェクト実施者)

第2条 本事業においてプロジェクト実施者は、次に掲げるすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 市内に事務所を有すること
 - (2) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと
 - (3) 仙台市税の滞納がないこと
 - (4) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと
- 2 前項に規定するプロジェクト実施者は、複数のプロジェクト実施者で構成することができる。
- 3 前項の場合における第1項の適用にあたっては、構成するプロジェクト実施者のそれぞれについて、第1項第2号から第4号までの事項を満たしていなければならない。

(対象事業)

第3条 本事業の対象となる事業は、次の各号の要件をすべて満たしている事業とする。

- (1) 複数のデータ連携が必要な事業であること
- (2) 本市が運用するデータ連携基盤を利用するものであること
- (3) データ連携基盤を利用して連携するデータについては、本市やその他の公的機関や民間企業等が公開しているオープンデータを利用するものであること
- (4) 本市の他の助成制度や、国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けていないこと

(事業期間)

第4条 事業期間は、事業開始日からその日が属する年度内とする。

(対象経費)

第5条 対象となる経費は、本事業実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

(負担金の額)

第6条 前条に規定する経費のうち本市が負担する費用は、予算の範囲内において、全体事業費の10分の9以内とし、1事業あたり300万円を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 本市は、本事業の終了後、成果物について検査する。

3 プロジェクト実施者は、前条の検査完了後、第一項の規定により本市が負担すべき額について、本市に請求するものとする。この場合において、本市は、プロジェクト実施者より請求があった日の属する月の翌月末（末日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日）までに指定する銀行口座に振り込むことによって支払うものとする。

(審査委員会)

第7条 本事業の採択候補者の選定は、データ連携基盤活用モデル事例創出事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

2 審査委員会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 募集要項における審査基準の決定

(2) 募集要項に規定する審査及び採択候補者の選定

(3) その他審査に関して必要と認めるもの

3 審査委員会の庶務は、まちづくり政策局まちのデジタル推進課において処理する。

(公募)

第8条 市長は、提出期限及び審査日程等を示し、事業提案を公募するものとする。

2 市長は、前項に規定する公募に際し、テーマを示すことができる。

3 市長は、前項に規定する公募に際し、本事業の手続きを周知するため、説明の機会を設けるものとする。

4 プロジェクト実施者は、前項に規定する説明を受けなければならない。

(提案書の提出)

第9条 プロジェクト実施者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申込書 (第1号様式)
 - (2) サービス提案書 (第2号様式)
 - (3) 経費算出表 (第3号様式)
 - (4) 誓約書 (第4号様式)
 - (5) 市税の滞納がないことの証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業の提案は、1回の募集に当たり、1プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者で構成される場合は、その構成団体も含む。）につきテーマごとに1件に限るものとする。

(採択事業の決定)

第10条 市長は、審査委員会からの報告に基づき、採択する事業を決定するものとする。

- 2 採択は、1プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者で構成される場合は、その構成団体も含む。）につき1件に限るものとする。

(協定書の締結)

第11条 前条の規定により採択された事業を提案したプロジェクト実施者と市長は、事業実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定書を締結するものとする。

(変更等)

第12条 プロジェクト実施者は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 プロジェクト実施者は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、プロジェクト実施者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採択事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 実施する事業が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき
- (4) 協定書に違反したとき

2 市長は、プロジェクト実施期間において前項の規定による決定の取消を行う場合は、費用に対する負担は行わない。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、プロジェクト実施者に対し、事業実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(報告)

第15条 プロジェクト実施者は、事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第5号様式)
- (2) 経費内訳報告書(第6号様式)
- (3) 対象経費支出に関する根拠書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から実施する。